## 「居住用賃貸建物を課税賃貸用に供した(譲渡した)場合の加算額」の入 力方法と電子申告について

(画面例はすべて『PCA 会計 DX』を使用しています)

会計 hyper・会計 DX・経理じまん DX・医療法人会計 DX(リビジョン 4.01) 会計 X・経理じまん X(リビジョン 5.10)

「居住用賃貸建物を課税賃貸用に供した(譲渡した)場合の加算額」に 金額が入力されている場合、 PCA 会計で出力した電子申告データと PDF を、e-Tax ソフトで申請します。

なお、消費税申告書の電子申告データを出力する方法は、以下の場所にあるマニュアルをご覧ください。

■ 『PCA 会計 hyper / DX』 『経理じまん DX / X』 『PCA 医療法人会計 DX』

「スタート」-「PCA 会計(経理じまん)」-「マニュアル(PCA 会計(経理じまん))」内の「操作 編Ⅱ」の「決算処理」-「消費税申告書・付表」の操作手順[3. 電子申告データ(e-Tax 形式)を 出力するには]

■『PCA 会計 X』

マニュアルまたはダウンロードしたフォルダ内の [Doc] フォルダ内の「操作編I」の「決算処理」 - 「消費税申告書・付表」の操作手順 [3. 電子申告データ(e-Tax 形式)を出力するには]

【操作手順】

- ① 「決算処理」-(※「消費税」-)「消費税申告書・付表」の[申告書項目]から[金額等 2] タ ブの「居住用賃貸建物を課税賃貸用に供した(譲渡した)場合の加算額」に金額を入力します。 ※印は PCA 会計 hyper のメニューです。
- ②「消費税申告書・付表」の[電子申告]ボタンをクリックすると以下のメッセージが表示されます。

メッセージは [OK] で閉じ、電子申告データのファイル出力を行います。

このメッセージが表示される場合、電子申告データを出力しても付表の情報は出力されません。

電子申告データ出力	X
令和2年度税制成正に伴い、消費税申告書に「令和2年4月1日以後終了する課税期間分」の様式が追加されました。 国税電子申告・納税システム(e-Tax)では最新様式の仕様が公開されていないため、既存の様式で出力します。	
[居住用賃貸建物を課税賃貸用に供した〈譲渡した〉場合の加算額] に金額が登録されていますが、既存の様式では対応していません。 あらかじめ、付表のみ出力されたPDFファイルを準備しておき、 e-Taxソフトでイメージデータとして添付してから送信してください。	
詳細な情報は、以下サイトを参照してください。 <u>https://pca.jp/2011etaxsoft/</u>	
OK(F5)	

③ 消費税申告書・付表の[印刷等]ボタンをクリックし、出力先の選択で[PDF]と出力先パスを 入力し、書式は[付表のみ]にして出力します。

印刷等の条件指示		
出力先の選択(N) 〇 印刷  〇 プレビュー  ● PDF 出力先バス		
<b>書式(E)</b>  付表のみ	<b>v</b>	
印刷服金定(P)	実行(F5) キャンセル ヘルプ(F1	1)

④ e-Tax ソフトで②で作成した電子申告データを組み込み、③で作成した PDF ファイルをイメージ データとして添付してください。 なお、添付方法は、e-Tax ホームページ「添付書類のイメージデータによる提出について」を ご確認ください。

(URL) https://www.e-tax.nta.go.jp/imagedata/imagedata1.htm